

## EU: 中国製自転車へのアンチダンピング措置失効を公告

欧州委員会 (EU 委員会) は、中国を原産として輸入される自転車へのアンチダンピング (AD) 税 48.5% について、2018 年 6 月 6 日に自動失効することを 2017 年 9 月 5 日付き EU 官報 (No. C294) にて公告した。

中国原産の輸入自転車に対する AD 措置は、1993 年に 30.6% の AD 税が賦課されたことから始まり、2005 年に同税は 48.5% となり、その後も自動失効と延長を繰り返し、現在に至るまで 24 年間も AD 措置が続いている。

EU のアンチダンピング措置に関しては、EU 規則 (EU) 2016/1036 第 11 条 2 項に基づき、理事会規則 (EU) No 502/2013 により発効した AD 措置の有効期間 5 年間の最後の 1 年以内に、官報にて措置失効を公告することになっている。

これに対し欧州自転車産業界は、失効 3 か月前までに再審査の請求を行うことができる。しかし、その再審査請求に当たっては、ダンピングによる損害が現在も続いていることや、措置失効の場合には再びダンピングが生じる恐れがあること等を証明する資料及び書面の提出が求められる。

本件に関して欧州自転車産業界側の当事者となる欧州自転車製造者組合 (EBMA) が再審査請求を行うかどうか、今後の動向が大変注目される。

以 上

出所 : 2017 年 9 月 5 日付き EU 官報 (2017/C 294/03)

参考 : EU 規則 (EU) 2016/1036、理事会規則 (EU) No 502/2013